

# 国際法の観点から 考える東京裁判の 正しい理解

## 佐藤和男 氏

植草学園短期大学学長 / 青山学院大学名誉教授

聞き手 株式会社東京リーガルマインド代表取締役 反町勝夫



今、東京裁判や憲法第9条などの議論に国民の関心が高まっている。国際法の観点からは、これらの問題につきどのようなことが言えるのか。東京裁判に関する国際法の観点からの正しい理解につき、この問題に造詣の深い植草学園短期大学学長・佐藤和男氏にうかがった。

## 東京裁判史観をめぐって

**反町** 小泉首相の靖国参拝をめぐり、「東京裁判」や「憲法第9条」への国民の関心が高まっています。国際法についての文献は数多くありますが、戦争や交戦権について国際法から正確に論じた書籍は少ないようです。そのような中で、先生が監修された『世界がさばく東京裁判』<sup>1</sup>を拝読いたしましたところ、日本が抱える関連国際問題について国際法の視点から正確に書かれていることから、疑問点を解決することができました。

**佐藤** 戦後、国際法を教えておられた東京大学の横田喜三郎先生が「もう戦時国際法は必要ない」というようなことをおっしゃり、また東京裁判を支持されました。当時、横田先生は国際法学会の理事長を務められ、非常に大きな影響力をお持ちでした。そのような状況下で、日本の国際法学界では、東京裁判を批判することはタブーになっていったわけ

です。したがって、国際法の観点で先の戦争の問題に触れた論述は非常に少なく、ましてや横田先生がご健在のときに、先生の東京裁判擁護説に反対することを書いたのは、おそらく私だけではないかと思えます。

**反町** 国際法だけではなく、憲法についても似たような状況があります。例えば、憲法第9条は、日本が外国を攻撃することを禁じています。しかし、外国が日本を侵攻することは何ら日本国憲法第9条とは関係がない。いかに日本が憲法第9条を堅持していても、日本が占領される危険はあるのです。歴史上、その例は限りなくあります。まさに自衛権が必要です。また、外国との戦争状態を定めた国際法の戦争法に関する議論が不可欠です。それから、靖国神社参拝やいわゆるA級戦犯の合祀は国内法の問題であり、他の国に何か言われるような性質のものではありません。そこにも何か掛け違えの議論があるように思います。

今日は、これまでなかなか表に出てこなかった国際法の議論を踏まえて、東京裁判をどのように理解すべきなのかについてご教示いただきたいと思います。

**佐藤** 戦後、日本にすべての戦争責任があり、それを贖罪しなければいけないといった、いわゆる「東京裁判史観」が日本社会に蔓延しています。ところが、まずその肝心の東京裁判自体がどのようなものだったのかということについては、あまり真剣に再検討されていません。前述のお話のように、文献等が少ないのも事実です。戦争を体験した世代の高齢化も進んでいます。そのような状況下で、被占領時代以降の戦後教育を受けた日本の新しい世代は、程度の差こそあれ、この東京裁判史観の影響を強く受けて育ってきました。そして、戦後はや60年。この日本民族の精神を退廃させてやまない東京裁判史観を根絶するのは、もう今しかありません。まずは、戦時国際法の基本的なところから話を始め

1 佐藤和男(監修)『世界がさばく東京裁判 - 85人の外国人識者が語る連合国批判』(改訂版 / 明成社・2005)

2 オッペンハイム[Oppenheim, L.F.L. 『国際法[International Law]』(進明堂・1999)

させていただきたいと思います。

## 戦争と戦争犯罪

**反町** 当時、戦争はどのように考えられていたのでしょうか。

**佐藤** 戦後の日本社会では、とりわけ教育やマスコミの分野が、諸外国にも類例を見ないほど国際法に無知で、それを無視した平和主義が横行したために、「戦争はすべて悪」とする戦争観がまかり通っていますが、国際法においては、第二次世界大戦当時に至るまで、戦争は合法的な制度であるとされてきました。このことは、例えば世界中の大学院などで国際法のスタンダードなテキストとして知られる、ケンブリッジ大学・オープンハイム教授の著書『国際法』<sup>2</sup>にも明言されています。つまり、国家には基本権のひとつとして戦争権があり、国家は戦争権の一部である開戦権を行使して一方的な宣戦布告により、相手国との間に「戦争状態」を創出することができ、こうして国家は交戦国となり、交戦国には、国際法によって「交戦権」が認められたのです。その交戦権により、国家は平時には認められない敵国兵力への攻撃・殺傷、軍事目標や防衛地域への攻撃・破壊、敵国領域(植民地を含む)への侵入・占領などを合法的に遂行できる権利を得ました。その一方で、留意すべき重要な条件は「国家は戦争遂行にあたり、交戦法規<sup>3</sup>を遵守しなければならない」ということです。

**反町** 交戦法規の具体的な内容には、どのようなものがありますか。

**佐藤** いろいろあるのですが、最も重要なものとして、以下の4つが挙げられます。第一に、一般住民ないし非戦闘員たる民間人を殺傷してはならない(闘

のは、あくまでも軍隊と軍隊である)。第二に、軍事目標以外の民間物を攻撃、破壊してはならない。第三に、不必要に残酷な兵器を使用してはならない。そして第四に、捕虜を虐待してはならない、というものです。この交戦法規違反が、国際法が伝統的に認めてきた戦争犯罪であり、違反者は戦争中に敵側に捕えられれば、軍事裁判にかけられて処罰されたわけです。

例えば、第二次世界大戦中に連合国側は、都市の無差別爆撃、原爆投下、捕虜の虐待(ソ連によるシベリア抑留)など、枚挙に暇がないほどの交戦法規違反を犯しており、その戦争犯罪責任は逃れられるものではありませんが、戦勝国だからとして不問に付されています。これは国際法上、不公平この上なく、国際法の退化をもたらしたとも言われる出来事でした。

## 東京裁判の国際法的性質

**反町** 国際法上、戦争は合法と認められ、敵国領土への侵入や占領が認められていたにもかかわらず、なぜ東京裁判では、「侵攻戦争は犯罪(平和に対する罪)である」とされ、いわゆるA級戦犯の戦争責任が追及されたのでしょうか。

**佐藤** 大東亜戦争<sup>4</sup>に至るまでは、侵攻戦争は国際法上の「犯罪」とはされていませんでした。1928年に米仏の主唱により締結された不戦条約<sup>5</sup>において、侵攻戦争が「国際不法行為責任」(原状回復または損害賠償)を負わされることとされました。しかし、侵攻戦争が自衛戦争かを判断する基準は、各国家が自己解釈権を持つとされました。「侵攻」という言葉の定義が曲がりなりにもでき

たのは、戦後ずっと経った1974年の国連総会決議においてであり、当然のことながら東京裁判の時点では法的定義は未確定だったのです。

そのような法的状況にもかかわらず、東京裁判では「不戦条約により侵攻戦争は犯罪にされている」と独断的な主張がなされ、さらに日本の遂行した戦争が、実質的には「自衛戦争」であるにもかかわらず、「侵攻戦争」だと強弁されたのです。ちなみに、当時の翻訳係(日本人)は“aggression (= unprovoked attack)”という語を「侵略」と和訳しましたが、「侵略」という言葉は不当な略奪行為を含むと考えられますから、「侵攻」と訳するのが正しい。東京裁判は、日本国ではなく、東條英機元首相以下の個人にA級戦犯としての侵攻戦争責任を追及したわけですが、そのようなことは国際法上、過去に前例がありません。

**反町** 国際法上は、国家間の戦争責任を、個人の責任として認めているのでしょうか。

**佐藤** 2002年に設立された国際刑事裁判所の規程で、初めて国際法上の犯罪の個人責任というものが網羅的に明示されるようになりました。従来は戦争をしても、その責任は、敗戦国が賠償金を支払ったり、領土を剥奪されたりするとかたちで決着を見たのです。戦時指導者が個人責任を問われることはありませんでした。B級、C級戦犯、すなわち交戦法規違反についてだけは個人責任が追及されましたが、侵攻戦争を行った政治的・軍事的な罪などという個人責任は存在しなかったのです。そもそも犯罪とするためには、罪刑法定主義により、犯罪とされる行為の内容と、それに対して科される刑罰について、あらかじめ明確に

3 交戦法規：戦争状態において適用される国際法である「戦時国際法」に属する。交戦当事国間の関係を規律する国際法で、開戦手続、交戦者資格、捕虜の待遇、害敵手段の規制、交戦区域、休戦、講和手続などを定めている。戦争の原因や正当性を問わず、交戦当事国には等しく適用される。たとえ戦争状態でなくても、敵対行為があれば適用されるのが特徴。代表的なものに、陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約(ハーグ陸戦法規)、ジュネーブ条約などがある。

規定しておく必要があります。交戦法規違反の行為は、いわゆるB級、C級戦犯と言います。A級戦犯は平和に対する罪で訴追されましたが、これは当時、法律が定めていなかった罪です。つまり、A級戦犯は罪刑法定主義に反するもので、存在していなかった。それを認めた東京裁判は違法だと言えるでしょう。

また、東京裁判では「人道に対する罪」なるものが訴追の対象とされましたが、ユダヤ人を大量殺害したナチス・ドイツと異なり、日本人被告には適用されませんでした。むしろ、第二次世界大戦で、ナチスのユダヤ人虐殺と並んで最大の人道に対する罪とも言える、アメリカによる広島・長崎への原子爆弾投下は、東京裁判では全く不問に付されているのです。この点につき、アメリカ・マサチューセッツ州立大学のリチャード・H・マイニア教授は、その著書『東京裁判 - 勝者の裁き』<sup>4</sup>の中で「アメリカの原爆投下行為には人道に対する罪の定義は適用されないのか」と疑問を投げかけており、東京裁判の法廷では、アメリカ人のベンブルース・ブレイクニー弁護士が「原爆を投下した国に日本人を裁く資格があるのか」と追及しています。

さらに東京裁判では、侵攻戦争は「犯罪」だと主張されましたが、不戦条約では「侵攻戦争は国際不法行為」と一般的には了解されました。国際法上は、犯罪行為と不法行為は異なる概念です。つまり犯罪とは、国際不法行為のうち、特に悪質重大で国際社会の法益侵害が甚だしいものであり、あらかじめ、つまり国際不法行為が行われる以前に条約ないしは慣習法により刑罰法規が成立しているものを言います。東京裁判のときには侵攻戦争を犯罪と定める条約も慣習

法もありませんでした。ですから、この主張も国際法上認められていません。

**反町** 罪刑法定主義は、国内法・国際法を貫く大原則ですね。つまり、東京裁判の法廷は、日本を占領した連合国軍が構成する、いわば戦勝国の軍事法廷であり、国際法上の司法機関ではないということですね。それは、連合国の戦争行為の延長にほかならないと思いますが、国際法は休戦・終結をどのように定義しているのでしょうか。国際法上は、東京裁判の時点ではまだ戦争状態が続いていたのでしょうか。つまり、終戦は1945年8月15日ではなかったということになるのでしょうか。

**佐藤** 国際法において、戦争が終結するのは、原則的に、交戦国間に締結された平和(講和)条約が発効する時点においてです。したがって、大東亜戦争が法的に終結したのは、日本と連合国との間のサンフランシスコ平和条約の発効の時点、すなわち1952年4月28日であって、一般的に考えられているような昭和天皇の玉音放送が行われた1945年8月15日ではないのです。連合軍は、戦闘段階終了後、講和条約発効までの間、今度は占領段階という休戦状態(本質的に戦争状態)の中で、日本弱体化政策を推進していったわけです。

## ポツダム宣言は 有条件終戦を提案

**反町** この東京裁判に先立ち、日本はポツダム宣言の受諾、玉音放送、武装解除、9月2日のミズーリ艦上での調印と、歩を進めていくわけですが、国際法上は、このポツダム宣言の受諾をもって日本は無条件降伏した、という考え方は正

しくないのですね。

**佐藤** その通りです。ポツダム宣言は、日本に「有条件終戦」を提案した連合国側の政治宣言だととらえるのが国際法上の考え方です。今世紀の代表的国際法学者と言われ、ウィーン大学、ハーバード大学、カリフォルニア大学の教授を歴任されたハンス・ケルゼン博士も日本国の無条件降伏については否認しているのです。日本国無条件降伏説はマッカーサーが意図的に行ったたぶらかしで、この日本国無条件降伏説の流布は、当時の無力な日本国民を惑わし、戦後日本に大きな禍根を残しました。

ポツダム宣言は、全文がわずか13項で構成されています。その第5項で「我ら(連合国側)の条件は次の如し。我らは同条件より離脱することなかるべし」と述べ、第6項から第12項までに軍国主義勢力の除去、戦争遂行能力の破砕、領土の限定、軍隊の武装解除、民主主義的傾向の復活強化、賠償等の諸条件を掲げ、最後の第13項において「軍隊の無条件降伏」を要求していました。つまり、日本国政府の有条件終戦の一条件である「日本軍の無条件降伏」というものを、マッカーサーは「日本国の無条件降伏」にすり替えたというわけです。

1945年4月、ルーズベルト大統領が急死したのち大統領に昇格したトルーマンは、日本政府には無条件降伏の意思のないこと、そして日本の本土決戦となると、アメリカ軍は500万人の兵力を要し、アメリカ軍の死傷者は100万人以上に達するだろうという予測に鑑み、日本に不名誉ならざる終戦の機会を与えるべく、ポツダム宣言を起草させました。この内容については、ソ連のスターリンは不満でしたが、「条件付き終戦でも、日本を非武

<sup>4</sup> 「大東亜戦争」の呼称：「昭和16年12月10日に、大本営政府連絡会議が開かれて、『今後の対米英戦争及び今後情勢の推移に伴い生起すべき戦争は、支那事変を含めて大東亜戦争と呼称する』ことが決定された。」(佐藤和男「国際法から観る戦争と平和」『植草学園短期大学紀要』創刊号110頁より抜粋)

装化した後では、実質的に無条件降伏にすることができよう」と述べたといひます。

このポツダム宣言を受けた日本政府は、御前会議の後で連合国側に「宣言に挙げられた条件を、同宣言は天皇の国家統治の大権を変更する要求を包含しおらざることを了解のもとに受諾す」と公式通告文として送り、連合国側はこれに対して否定の回答をしませんでした。

同年9月2日に東京湾に浮かぶ戦艦ミズーリ艦上で調印された「降伏文書」は、こうしたポツダム宣言の内容を条約化したもので、これにより、連合国も日本も共にこの宣言の内容を遵守すべき義務を負ったわけです。「降伏文書」という名前も、連合国側の意識的なネーミングで、法的には「休戦協定」というのが正しいのです。ですから、その後日本にはポツダム宣言に明記された条件を除き、連合国側の恣意的な命令に服する義務は全くありませんでした。

ところがマッカーサーは、占領開始後の9月6日、本国政府からの通達に従って、先述した狡猾なすり替えを策し、自分の命令が至上絶対であることを日本側に強引に認めさせていったのです。当時、国会で外務省条約局長が、「日本は国として無条件降伏をしていない」と説明しましたが、マッカーサーはこの言葉に激怒して、条約局長を左遷させました。

**反町** つまり国際法上は、連合国側はポツダム宣言の受諾と休戦協定の定めを無視して、日本は国として無条件降伏をしたものとし、東京裁判では国際法違反の強硬な判決を下した。しかも、これらはすべて戦争状態の継続中に、日本を弱体化させていったものだと言えるわけですね。

**佐藤** その通りです。そして、本当の終戦となるはずのサンフランシスコ平和条約で、間違いに、更なる間違いを上塗りしていくのです。

## 受諾したのは「裁判」か「判決」か

**反町** 日本が悪玉であるという東京裁判史観を正当化する根拠として、サンフランシスコ平和条約の第11条(資料参照)を挙げる人が多いのですが、これについては国際法上、どのように解釈すれば正しいのでしょうか。

**佐藤** 東京裁判が国際法に違反する政治的茶番であったことは、近年、国際的にもかなりの程度定着しましたが、その反面、日本では東京裁判を肯定し、日本悪玉史観を捧持し続けたい人々も多くいて、おっしゃる通り、その根拠としてサンフランシスコ平和条約第11条を挙げる傾向があります。つまり、「日本は、サンフランシスコ平和条約第11条で東京裁判を受諾しているから、東京裁判史観を尊重する義務があるのだ」というわけです。残念ながら、そのような考え方は、政府部内にも依然として存在しておりますが、このような平和条約の解釈は国際法上、全くの間違いです。

この第11条の全文を読むと、本条の目的とするところは、東京裁判やその他の戦犯裁判が言い渡したA級、B、C級戦犯の刑の執行を日本政府に引き受けさせ、同時にその赦免、減刑、仮出獄の手続きを定めたものであることが分かります。戦犯裁判の被告は日本国家ではなく個人であると判決しましたので、日本国家はこの東京裁判とは直接のかかわりを持ちません。そこで日本国にこの

## 資料 サンフランシスコ平和条約第11条

「日本国は、極東国際軍事裁判並びに日本国内及び国外の他の連合国犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されている者を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の動告に基く場合の外、行使することができない。この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の動告に基く場合の外、行使することができない。」(外務省訳)

Treaty of Peace with Japan, Article 11

"Japan accepts the judgments of the International Military Tribunal for the Far East and of other Allied War Crimes Courts both within and outside Japan, and will carry out the sentences imposed thereby upon Japanese nationals imprisoned in Japan. The power to grant clemency, to reduce sentences and to parole with respect to such prisoners may not be exercised except on the decision of the Government or Governments which imposed the sentence in each instance, and on the recommendation of Japan. In the case of persons sentenced by the International Military Tribunal for the Far East, such power may not be exercised except on the decision of a majority of the Governments represented on the Tribunal, and on the recommendation of Japan."

刑の執行をさせるには、何らかの定めが必要で、それがこのような規定を明記した意味なのです。つまり、日本国に「刑を執行する」責任を負わせるために「受諾」という行為をさせたのです。

東京裁判史観を肯定する人は、この日本国による「東京裁判の受諾」という点を重視するのですが、本当は、この文言はややニュアンスが異なるのです。この条約は、日本語のほか英語、フランス語、スペイン語で書かれていますが、どの言語を見ても、日本国が受諾したのは東京裁判ではなく、東京裁判の「判決」であることが明白です。これは、「judgments」という語を「判決」と訳して考えるべきであるのに、「裁判」と誤訳したことに原因があります。

戦後、わが国は「東京裁判を受諾」することで国際社会に復帰できたという誤解が流布されていますが、語義論的に見ても、受諾したのは判決に過ぎず、これにより条文の持つ意味合いが随分と違うことがお分かりだと思います。つまり日本国は、受刑者の刑の継続を承認したのみであり、連合国がこの裁判で示した、誤った手続きや史観を受諾したので

5 不戦条約[Treaty for the Renunciation of War, General Treaty for Renunciation of War as an Instrument of National Policy]: 正式名称「戦争放棄ニ関スル条約」。1928年8月27日、パリでアメリカ、フランスのほか日本、イギリス、ドイツ、イタリアなど15カ国が署名、次いでソ連をはじめ63カ国が署名。

名。国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄し、紛争は平和的手段により解決することと規定した多数国間条約。条約締結に貢献したアメリカ国務長官ケロッグとフランス外相ブリアンの名をとって「ケロッグ - ブリアン条約(Kellogg-Briand Pact)」とも呼ばれる。

はないのです。

## 平和条約第11条と国際慣習法

**反町** そもそも国際法においては、平和条約の締結により戦争の終結をした後は、講和に伴う国際慣習法により、戦争の休戦中に拘禁されていた自国の戦犯を、大赦などによりすべて釈放するのが通常であると聞いています。しかし、サンフランシスコ平和条約では、そのようにはなりませんでしたね。

**佐藤** おっしゃる通り、交戦諸国は講和に際して、平和条約の中に「交戦法規違反者の責任を免除する規定」を設けるのが国際法上の通例です。これは「アムネ스티条項」と呼ばれ、いわゆる国際法上の大赦を意味するものです。ところが、サンフランシスコ平和条約第11条の規定は、このアムネスティ条項とは正反対の規定です。つまり、この規定の意図するところは、日本政府が国際慣習法に従って戦犯裁判の判決を失効させることを前提にして、これを阻止するために、日本政府にこの第11条を認めさせ、「自分たちが拘禁した戦犯を釈放する際はこれこれの手続きをせよ」と規定したものです。さすがに拘禁を継続することは国際慣習法上無理なので、釈放の手続きを定めたのです。これは、あくまでも自己正義・合法の立場を独善的に顕示しようとした联合国側の根強い感情を反映した規定だと見られますが、長い歴史を持つ国際法上の慣例に反した規定であることは明白です。条約草案を検討したサンフランシスコ会議では、联合国の間からも、この第11条に関しては反対論が噴出したほどなのです。

会議の席で、ラファエル・デ・ラコリナ駐米メキシコ大使は「われわれはできることなら本条項(第11条)が、联合国の戦争犯罪裁判の結果を正当化し続けることを避けたかった。あの裁判の結果は、法の諸原則と必ずしも調和せず、特に法なければ罪なく、法なければ罰なしという近代文明の最も重要な原則、世界の全文明諸国の刑法典に明記されている原則と調和しないと、われわれは信ずる」と発言されました。同様の東京裁判批判の発言は他にも出されましたが、すべて記録にとどめられただけで、条約草案はそのまま条約本文となったのです。

以上のように、東京裁判史観の正当性の根拠だと一部の人が援用する平和条約第11条は国際法上根拠のあるものではないのです。

**反町** その後、国民世論の後押しもあって、政府は服役中の戦犯の釈放をトルーマン大統領に要請し、同時に戦犯の釈放に関する決議案が国会に提出され、圧倒的多数で可決されたわけです。これは、日本の国会が東京裁判の判決を否定したものと考えるとよいのでしょうか。

**佐藤** 国会決議の答弁を見ても、この国会決議が東京裁判を否定する意図を持って行われたことは明らかです。さらに、翌1953年には戦犯の全面赦免を求めた決議が行われるわけですが、その提案趣旨説明では「戦犯裁判というものが常に降伏した者の上に加えられる災厄であるとするならば、联合国は法を引用したのでもなければ適用したのでもない、単にその権力を誇示したに過ぎない」とするパール博士の言を真理と認め、なお千名に近い人々が巣鴨プリズンで暮らしている現状を、「何とて独立国家の面目にかけて放置しておくことがで

きましょう」と訴えています。

また、ポツダム宣言では「言論の自由を保障する」旨の規定があるにもかかわらず、GHQは悪名高き検閲を行い、東京裁判批判は一切禁じられ、かかる趣旨の出版はされず、講和後、ようやくGHQにより隠蔽されていた多くの出版物を通じて、戦犯裁判の実像が明らかになされてきたという経緯もあります。

しかし、そうした逆風にもかかわらず、当時の政治家の多くは自国の正義を信じ、決議を打ち出すだけの見識を持ち合わせていたということも確かです。

## 国際法に基づく平和

**反町** 第二次世界大戦の終結から、東京裁判、サンフランシスコ平和条約に至るまで、戦勝国たる联合国側の国際法規を無視した強硬な手法と、それによる歴史観が戦後60年経った現在の日本国民に色濃く影を落としてきた経緯がよく分かりました。これから私たちは、東京裁判の遺した歴史観に対して、どのような態度で臨み、これから21世紀の国際平和にかかわっていけばよいのでしょうか。

**佐藤** 残念なのは、平和を探求しようとするあまり、今なお東京裁判を肯定的に見ようという意見があることです。そもそも、不公平な手続きや国際法を蹂躪したところに成り立っている東京裁判の上に、平和を確立すること自体が矛盾なわけですから、まず私たちは、これから東京裁判を徹底的に批判することをしなければなりません。

私は1992年に、外務省が開催している国際法研究会の席で、当時、世界を騒がせた湾岸戦争におけるサダム・フセインを例に挙げて、東京裁判について

6 リチャード・H・マイニア [Minear, Richard H.] 『東京裁判 - 勝者の裁き』 [Victors' justice: The Tokyo war crimes trial] (福村出版・1998)

の外務省の考えを、外務省条約局法規課長(当時)の伊藤哲雄氏に問い質しました。「東京裁判の論法で行くなら、クウェートに侵攻し、敗北したフセインはA級戦犯として裁かれなければならないが、実際にはそうしていない。これはどういうことか」と。それに対し、伊藤氏は「東京裁判では個人に戦争責任を追究したが、このようなことは国際法では許されていない。東京裁判は間違っていたという認識が、今や世界中の諸国に定着したので、サダム・フセインに悪い戦争をした責任を個人的に追究しようなどという動きは全くありません」と回答しました。この国際法研究会という定例会は、あくまでも内部の研究会ではありましたが、東京裁判が国際法を蹂躪した不当な裁判であったと言う認識が世界中の諸国に定着していることを、外務省幹部もはっきりと認めたわけです。

東京裁判は、世界平和を希求する上で、さまざまな悪例・禍根を残しました。第一に、「戦勝国は敗戦国を、国際法を無視して断罪してもよい」というもの、第二に「戦勝国は、敗戦国民の人権は無視してもよい」というもの、そして第三に「戦勝国は戦争犯罪が免責される」というものです。国際連合が、ソ連による北方領土侵略を事実上容認し、何ら解決することができないのも、東京裁判でソ連の戦争犯罪を冤罪したことにその遠因があると考えられます。第四が「日本と他国との相互理解を妨げるようになった」ことであります。日本はそもそも侵略的な体質を持った国だというレッテルは、戦後の日本人の自己認識に暗い影を落としただけでなく、対外関係を大きく拘束しました。そして第五の禍根が「アメリカの正義はいつも絶対に正しい」とい



うイデオロギーが、戦後のわが国の外交方針を決定したばかりか、アメリカの外交姿勢までも大きく歪めてしまったということです。戦後、日本はアメリカの正義に絶対的に従ってきたと言っても過言ではないでしょう。しかし、これからはまず、東京裁判に示されたアメリカの正義そのものを検証するところから始める必要があるのではないのでしょうか。

そのようなわけで、われわれはこれから東京裁判を一種の反面教師として、一つひとつの問題に取り組んでいく必要があるのだと思います。そして、そこからしか国際法に基づく平和は確立し得ないでしょう。

**反町** 「戦争は二度とするな」など、戦争の悲惨さについての個人的な感情からの文献や発言は多数ありますが、戦争を国際法の視点から、現在の国際レベルに立って正確に論じた学者はなかなかいらっしゃいません。私も多くの法律の本を読みましたが、憲法でも国際法でも、先生のようにはっきりと教示してくれた方はいらっしゃいませんでした。このたびは先生の著作、また学説に直接接することができ、大変嬉しく、また、これまでの疑念が晴れました。私もこの国に生まれたことを誇りに思い、生きる自信を持つことができました。佐藤先生には、こ

れからも日本のためにますますご活躍いただききたいと思います。今日はお忙しいところ、非常に有意義なお話をいただき誠にありがとうございました。

植草学園短期大学学長 / 青山学院大学名誉教授  
**佐藤 和男(さとうかずお)**

1927年東京都生まれ。1945年海軍兵学校卒業。1952年東京商科大学(現・一橋大学)卒業。1959年国際連合本部特別研究員。1969年明治学院大学経済学部教授。1970年法学博士(一橋大学より授与)。1974年青山学院大学法学部教授。1999年植草学園短期大学特任教授。2002年植草学園短期大学学長に就任(現職)。現在、憲法学会監事、世界法学会理事、国際経済法学会理事、社団法人国際経済研究センター・プレーンなどを務める。著書に『憲法九条・侵略戦争・東京裁判』(原書房・1985)、『世界がさばく東京裁判 - 85人の外国人識者が語る連合国批判』(監修 / 明成社・2005)、訳書にゲオルク・エルラー著『国際経済法の基本問題』(嵯峨野書院・1989)、論文に「戦争の合法性と『東京裁判』の違法性 - 国際法上の『侵略』概念に関する考察を中心にして」(『青山法学論集』第25巻)など多数。



佐藤和男(監修)『世界がさばく東京裁判 - 85人の外国人識者が語る連合国批判』(改訂版 / 明成社・2005)、佐藤和男「14カ国85名の世界の識者が語る東京裁判史観批判に耳を傾けよ」(日本会議「日本の息吹」平成17年9月号) 同「国際法から観る戦争と平和」(『植草学園短期大学紀要』創刊号) 同「国際法と日本」(神社本庁研修ブックレット4) (神社本庁研修所・1992) 同「憲法九条・侵略戦争・東京裁判」(原書房・1985) 同「国際法と極東国際軍事裁判所」(国際倫理調査会ホームページ <http://kokusairinri.org/database/>) 同「日本は東京裁判史観により拘束されない - サンフランシスコ平和条約の正しい解釈」(日本会議ホームページ [http://www.nipponkaigi.org/reidai01/Opinion3\(J\)history/sato.htm](http://www.nipponkaigi.org/reidai01/Opinion3(J)history/sato.htm)) 同「大東亜戦争の合法性と東京裁判の欺瞞性 - レーリンク・オランダ代表判事の見解を中心に」(『青山法学論集』第38巻1号) 同「戦争の合法性と『東京裁判』の違法性 - 国際法上の『侵略』概念に関する考察を中心にして」(『青山法学論集』第25巻1号) 同「憲法第九条の成立過程と解釈に関する国際法的考察」(『青山法学論集』第22巻4号) 菅原裕「東京裁判の正体」(復刻版 / 国書刊行会・2005)、渡部昇一「『諸判決と訳すべき平和条約11条』」(『産経新聞』2005年6月18日附刊15面・正論) 同「大量虐殺の被害国裁判した東京裁判の欺瞞」(『産経新聞』2005年8月21日附刊17面・正論)

7 ポツダム宣言第13項：「十三 吾等八日本國政府ガ直ニ全日本國軍隊ノ無條件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適當且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ對シ要求ス 右以外ノ日本國ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミス」